

■報告第9号 専決処分の報告について(損害賠償額の額を定めることについて)

【要旨】

本町の住宅新築資金等貸付金に係る債権保全のため、高知地方裁判所に申立てを行った担保不動産競売事件について、町が申立てを取り下げたことにより当該買受人に与えた損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第1条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

専決処分日	平成29年11月9日
賠償金額	金481,488円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

【事件の概要】

昭和55年度に本町が融資を行い返済が滞っていた住宅新築資金等貸付金の滞納案件について、四万十町私債権等の滞納整理事務処理基準に基づき、建設課から徴収事務の移管を受けた税務課において、平成25年度から滞納者との納付交渉を続けてきましたが、滞納者は一切応じない状態となっていました。

このため、最大限に債権を保全するべく平成29年3月31日付けで高知地方裁判所に担保不動産競売の申立てを行ったところ、平成29年9月15日に入札が終了し、5件の入札がありました。

しかし、最高額買受人が決定した後に競売の申立てを取り下げる必要が生じたため、当該買受人の同意により申立ての取り下げを行いました。既に支払われた入札手続に係る費用について早急に賠償金を支払う必要が生じたものです。